

AEM HOUSE 2025

HOUSING FOR
MUSASHI UNIV



🏠 NEM HOUSE 施設・設備

NEM HOUSE には 40 室の居室があり、内訳は留学生 30 室、学部学生 10 室です。居室には、机・椅子、ベッド、洋服ラック、書棚、冷蔵庫、エアコン、ユニットバス、Wi-Fi が完備されており、家具類を買い揃える必要がありません。また、共用施設として、オープンキッチン、コインランドリー、エレベーター、郵便ポスト・宅配 BOX、ごみ集積場、駐輪場等が設置されています。



留学生 30 名
学部学生 10 名



家具付居室



オープンキッチン

6:00~22:00 利用可

イメージパースのため実際とは異なる場合があります。

イメージパースのため実際とは異なる場合があります。



🏠 NEM HOUSE レジデント・アシスタント (RA) 制度

NEM HOUSE には、レジデント・アシスタント (RA) 制度があります。大学から選任された RA は、NEM HOUSE 内に居住し、他の入居者と交流しながら、入居者の相談対応、入退去支援、共用施設の環境維持、緊急時の対応支援など、様々な支援活動を行います。RA に選任された方は使用料 (月額) が 2 万円減額されます。



< RA の要件 >

- ・NEM HOUSE 内で入居者が円滑な共同生活を送るために、問題解決に取り組む意欲があること。
- ・サポートかつ大学への報告を行うのに十分な英語力 (可能であれば日本語力も) を持つこと。
- ・本学が定める施設管理に関する規則を遵守できること。
- ・RA 会議に出席し、活動状況や施設内の状況について定期報告を行えること。

< 対象者 >

- 大学グローバル教育センター長が選任した留学生 1~2 名
- 学生支援センター長が選任した学部学生 1 名

* 国籍・性別は問いません。

< RA の業務 >

- (1) 入居者の相談対応
- (2) 入居者の入退去支援
- (3) 入居者への情報伝達
- (4) 入居者への生活指導
- (5) 共用施設の環境維持
- (6) 災害や事故発生時の対応支援
- (7) 月次報告書の作成
- (8) その他大学からの依頼事項



選考手続上、大学入学共通テストの後期日程合格者には対応していません。

①入居申込 (A3 2つ折り)

受付期間:2/12 (水) ~2/28 (金)

「NEM HOUSE 入居申込書」及び「収入に関する証明書」を上記受付期間に郵送してください。郵送は書留など追跡が可能な方法で行い、到着の確認はご自身で行ってください。

期間内必着で送付してください。

②書類選考の結果発表

3/3 (月)15 時までに、本学のホームページに書類選考通過者の受験番号を掲載します。

武蔵大学 TOP ページ>NEWS

(URL: <https://www.musashi.ac.jp/news/>)

ホームページをご覧になれない方は、平日の15:00~17:20 に電話にてお問い合わせください。

注) 入居申込書に受験番号の記載がない方は選考面接には進めません。

③入居選考面接日

3月10日(月)

12:30 武蔵大学集合

13:15 面接開始(予定)

※欠席の場合は、辞退したものと扱います。

※面接は入居者本人のみ。

※服装自由

④入居者発表

3月10日(月)

15:00 ~16:00(予定)

入居者発表と入居手続の説明を行います。

※手続きに関する説明は入居者本人が理解し、進めるようにしてください。

🏠 NEM HOUSE 使用料及び入居期間

◎使用料の徴収は (株)武蔵エンタープライズが代行します。

使用料 (月額) 80,000 円 (室料、光熱水費、Wi-Fi 使用料含む * 食事の提供はありません。)

◎使用料の他に、入居時のみ、布団一式費用 (20,000 円+税) と退去時クリーニング費用 (25,000 円+税) がかかります。

◎大学生協の「学生賠償責任保険 (一人暮らし特約あり)」に入居者個人で加入してください。

◎学部学生の入居者は奨学金が給付されます。奨学金の額は入居期間の月数に1万円を乗じた額となります (給付条件あり、退去後に一括給付)。

〈 入居期間 〉

* 留学生の入居期間は、在学許可期間を勘案し、個別に大学グローバル教育センター長が決定します。

* 学部学生の入居時期は各年度の始めとし、入居期間は2年間を経過する月の15日までとなります。ただし、年度途中の入居を認められた場合の入居期間は、入居年度の4月1日から2年間を経過する月の15日までとなります。

〈 お問合せ・お申込み先 〉

武蔵大学学生支援センター-学生生活課

NEM HOUSE 担当

TEL 03-5984-3722 (平日 9:00~16:40)

〒176-8534 東京都練馬区豊玉上 1-26-1

🏠 NEM HOUSE 生活ルール

共同生活の場でプライバシーを尊重しルールを順守できる方の入居を希望します。ルール違反があった場合は退去を命じます。

- ① 入居者は自主的に施設の維持管理、清掃美化に努めてください。また、火災予防に努め、大学の防災訓練に必ず参加してください。
- ② 一般ごみは分別の上、ごみ袋に部屋番号を記入し、所定の集積場に出してください。粗大ごみは自治体等に連絡し廃棄してください。
- ③ ランドリースペースでの洗濯機・乾燥機の使用後は、速やかに洗濯物を回収してください。1日間を超えて未回収の場合は処分します。
- ④ 共用の宅配ボックスに配達された荷物は速やかに回収してください。3日間を超えて未回収の場合は処分します。
- ⑤ 駐輪場を利用するときは大学に届出が必要です。周辺道路に自転車、自動車、バイク等を違法駐車しないでください。
- ⑥ 自室に入居者以外の者を立ち入らせること、自室に他者を宿泊させること、自室以外に私物を置くことはできません。
- ⑦ 居室を居住以外の目的で使用すること、相互の居室を交換し居住することはできません。
- ⑧ 所定の場所以外での外来者との面会や、立入りが禁止されている場所に立入ることはできません。
- ⑨ 施設・設備及び備品等に工作を加えることや破損すること、居室を造作すること、大学の許可なく掲示物を掲示することは禁止です。
- ⑩ 敷地内は禁煙です。また、周辺での路上喫煙は近隣への迷惑行為となりますのでやめてください。
- ⑪ 楽器を演奏することは禁止です。また、音響機器の音量等の深夜・早朝の騒音に配慮をしてください。
- ⑫ 指定場所 (オープンキッチン) 以外で調理をすること、自室以外で飲酒することは禁止です。
- ⑬ 動物または昆虫等の飼育並びに植物の栽培をすることは禁止です。
- ⑭ 備付け以外の火気、採暖用電熱器具及び調理用電熱器具を使用することは禁止です。
- ⑮ 発火・爆発等のおそれのある危険物や違法な武器及び薬品等を持ち込むことは禁止です。
- ⑯ 違法薬物の所持及び使用、暴力行為及び賭博行為など、法令に反することは禁止です。
- ⑰ 政治的、思想的、宗教的活動をすることは禁止です。
- ⑱ 不衛生な行為やごみの不法投棄等、近隣や他の入居者に迷惑や嫌悪感を与える行為はしないでください。
- ⑲ その他 NEM HOUSE の管理運営を妨げる行為はしないでください。
- ⑳ 入居者の故意または過失により、建物、施設、設備、備品等を破損又は紛失した場合は、当該入居者が賠償するものとします。
- ㉑ 中途退居は退去日の1か月前までに申し出てください。入居又は退居が月の中途の場合でも、1か月分の使用料を請求します。

